

2022年7月15日

海外で新型コロナウイルス感染症に罹患し回復した方の日本帰国・入国に係る取扱の見直し

●海外で新型コロナウイルス感染症に罹患し、療養を終えて現在回復しているにもかかわらず、PCR検査を何度行っても陽性判定が続いてしまう方で、日本へ帰国・入国を希望する方に対する取扱が見直されました。

本対象者は以下1のいずれかに該当する方になります。該当する方は、以下2の書類をメールに添付の上、当館領事班(ryoji-bu-uruguay@mv.mofa.go.jp)宛てにご相談ください。

1 対象者

- 日本国籍の方
- 在留資格保持者の方で再入国の場合
- 日本国籍者・永住者の配偶者又は子の新規入国の場合等

2 提出書類

- 旅券の人定事項ページの写し
- 日本帰国・入国予定のフライト情報(eチケット写し等)
- コロナ陽性と判定された後に療養期間を徒過し、新型コロナから回復している旨を記した医療機関等の診断書等(様式自由)
- 新型コロナの療養期間終了後に、再度検査した結果が陽性となった検査結果
(厚労省が有効と認める検体及び検査方法に限ります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

※なお、ご相談をいただいてから回答するまでに最大5営業日程度かかりますので、特に帰国・入国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備の上、前広にご相談ください。